

生涯体育に関する一考察（そのⅣ）

内 海 二 郎

はじめに

人間は適当な刺激をうけることによって、能力を伸す。しかし、過度の刺激や不適當な刺激は、むしろ能力を退化させてしまう。また、スポーツやレクリエーションを行うことで、生活の充足感を味わい、興味を満足させることによって、さらに高次元への欲求へと発展させていく。このことは、生活の機能を向上させ、環境に適應する能力を發展させることにもなる。つまり、身体の適應性といわれるもので、刺激に対して、敏速で正確な判断と動作で反應することができるといふことである。これが長い間の経験と練習によって、無意識的な動作になったとき、日常生活に直接・間接にさまざまなかたちで、好ましい影響をもたらすことになる。したがって、適當な身体活動は、人間の生活に必要な不可欠なものであり、生涯にわたって行われることが望ましい、ということになる。

しかし、現代社会においては、この身体活動の機会が遠ざかる傾向が生じている。その原因として、個人の身体的条件・社会的行動など、個人を単位として起る問題、高度に進んだ産業化・都市化がもたらした悪い影響としての公

害という、社会構造の変化から起る問題、政治や経済の欠陥から起る問題などさまざまである。

従来、体育は、学校体育と社会体育という二分法的な考え方が強かった。しかし、生涯教育の観点から、体育も生涯にわたってなされるもの、つまり、学校体育と社会体育という二分法的な考え方でなく、人の一生を通しての活動として、両者を機能的に結びつけ、連続的なものとして実践していくことがより大切であると考ええる。

そこで、生涯体育を進めていく上での社会体育の制度、対象、指導について述べたい。

社会体育の制度

社会教育法第二条は社会教育を次のように規定している。「社会教育とは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）をいう。」ここに規定されている社会教育の指導内容に、体育とレクリエーションが含まれていることから、社会体育の概念が生じたのである。

昭和二十四年五月文部省設置法が改正され、それまでの体育局が廃止され、それに伴って学校体育と学校保健は、初等中等教育局に、大学の体育は大学学術局に、社会体育は、社会教育局の運動厚生課に、それぞれ所属することになった。また、同年七月には、保健体育審議会が設置され、体育行政の機能、体育の研究調査の充実、設備の整備、指導者の養成、スポーツ振興のための法律の制定などにわたって審議された。社会体育に関する行政面での措置を列挙すると次のようになる。

昭和二十五年「職場のレクリエーション」の手引刊行（同二十七年にも刊行）

昭和二十六年「社会体育指導要領」刊行

昭和二十九年「家庭の体育・レクリエーション」の手引刊行

昭和三十三年「国民体育デー」の制定
昭和三十三年「国民体育デー」の制定

などである。さらに昭和三十六年には、国民の要望に應えるために、ということでも「スポーツ振興法」が成立した。このように、社会体育は、国、地方公共団体が普及奨励につとめ、社会の制度として広まっていくことになる。

「制度」とは、人間の行動・態度・観念などに関する規範の様式が、特定の生活領域を中心に機能的に統合されて一定の形態をもち、さまざまな個人的・社会的欲求を充足するものである。⁽⁴⁾

社会体育の制度をこの考え方からみると、運動をする人びとの生活領域において、個人の健康や体力、運動による楽しみなどの諸々の欲求を充足するために、運動についての規範の様式と、その条件とを、それぞれの社会において、機能的に統合され、一定の形態をもつように組織的に形成されたもの、ということになる。

制度には道徳や慣習、伝統や風俗などの、生活の中から生じた、自然成長的な慣行的制度と、特定の社会的機能を遂行するために、計画的・組織的につくられた法的制度がある。一般に慣行的制度は、人びとの欲求の変化に応じて、そのしくみを変化させ、機能遂行に努力するが、法的制度は、そのしくみが法的に制約されているために、人びとの欲求の変化にあわせ、その機能を簡単に変化させることは難しい。また慣行的制度は、流動的で不安定であるが、法的制度は、持続的で安定性が強い。そして人びとの要求に対応できる時は、非常に大きな力を発揮するものである。

社会体育の制度は、法律に基づいてつくられた、社会的しくみである。社会体育を進めていく上で、その内部に慣

行的制度を吸収し、その機能と密接に関連しあい、その運用にあたっては、慣行的制度の性格をもって行われることが、この制度の成果をより高めることになる。

社会体育の対象

社会体育は前に述べたとおり、人びとの生活における健康と運動の問題を解決し、個人の福祉と、社会の福祉とを統合的に発展させるための社会的しくみであるから、その対象は、それぞれの社会を構成する全員ということになる。しかし、そこには多くの問題が山積している。例えば、運動に対しての関心や価値観は一樣ではない。また運動に必要な条件の所有と、それに関係する生活時間や態度、意識も多様である。このように、その対象のもつ問題はさまざまである。

社会体育を進める上で、その対象がもつ、さまざまな問題を類型別にとらえ、それぞれの類型に応じた施策の展開がなされなければ、その機能の遂行は望めない。

類型の基準は、性や年齢、職業、居住地域など、さまざまなものを考えることができる。その一つに、社会体育の基本的性格からの類型をあげてみると、それは、生活の中に健康と、運動の問題をかかえながらも、それを個人的努力だけでは容易に解決できない人、つまり、健康と運動の必要性を強く感じながらも、その充足を他の諸条件が整わず、実現できずに疎外されている人びとがいる。こうした人びとの疎外条件には、労働条件や経済条件など社会体育では解決できないものも多いが、個人的な知識や技術、仲間や指導者、手軽に利用できる道具や施設等の、実践に直接必要な条件が考えられる。このような条件は社会体育の制度の部分で、積極的に解決しなければならないものであ

る。

他の類型としては、運動の動機や価値観、欲求の相違、生活時間（拘束時間と余暇時間）、経済状態などさまざまなのがあげられる。そして、それぞれが重なりあっていることが多い。

社会体育は、このように多種多様にわたる類型に応じた配慮がなされ、自発的な運動参加を阻害している原因の排除ができたとき、その大きな成果をみることになる。

社会体育の指導

わが国のスポーツは、学校や職場を中心に、一部の技術のすぐれた人たちによって行われるところの、競技スポーツを志向している傾向がある。そのため、スポーツの指導者というと、まず学校や職場において、そのスポーツ（種目）に優れている人、というイメージが浮ぶ。そして、これらの指導者の多くが、「根性」とか「たたき込み」という、非科学的な指導方法で指導してきたのではないだろうか。地域スポーツの振興についても同様である。形としては、同好の人が集まって始めた活動も、一部、特定の人の旗振りの行動によって操作されると、運動による楽しみや充足感を得ることができずに、その活動は続かなくなってしまう。

二 郎 内 海

今日のスポーツは、かつてのスポーツから、かなり急速に変化してきている。例えば、ECの「みんなのスポーツ憲章」における、すべての個人のスポーツを行う権利の強調や、ユネスコの「スポーツ宣言」における、生涯スポーツの強調にみられるように、スポーツをより人間生活に関連の深い、生活文化としてとらえ、スポーツを健康や生きがい、さらには豊かな人間関係を生み出す生活文化としての位置づけを示している。つまり、スポーツは単なる勝ち

負けを競うものから、健康や体力づくり、疎外の克服といったものに関係をもつ体育即生活に変わりつつあることの現れである。

したがって、これらの指導者は、単一的なものの方でなく、幅広い複数の見方をもつことが必要となる。

現在、体育関係の指導者養成機関には次のようなものがある。

日本体育協会　スポーツトレーナー一級、二級、スポーツテスト指導員、他、

日本レクリエーション協会　レクリエーションリーダー他、

他に、社会教育団体関係、労働省関係、厚生省関係などである。

このように、さまざまな所で、いろいろな性格の指導者の養成が行われている。しかし、それは、短期間の速成的な養成の傾向が強く、そのため、その社会的位置づけは必ずしも十分でなく、指導者相互の関連や役割の分担も明らかになっていない。そのため、せっかく養成された指導者も、現状では実際の活動の面で、機能が完全に果されていない場合が多い。

指導と、この養成は、社会体育を進める上で非常に大切なことである。それゆえに、これらの資格を取得したとき、その社会的権利を保証する上からも、その資格基準、役割、機能を明確にすることが大切である。また、これまでの指導者は、組織や施設との結びつきが少ない場合が多く、指導者相互間もばらばらに動いているところがある。

したがって、これらの指導者は、組織や施設を中心に登録され、相互の役割を分担し合い、スポーツ界の多様な欲求に対応できる指導体制と、相互の協力的体制が確立されていくことが大切である。

まとめ

高度に進んだ産業化や都市化は、人間の生活をより近代化させて、すばらしく生活の向上をもたらしたが、反面、肥満や成人病、そして、公害というような個人的にも社会的にも、病的な歪みを生み出すことになった。

生涯体育Ⅱ社会体育の必要性は、この病的な歪みが個々の人びとの心身は言うに及ばず、社会的にも大きな歪みとなって現れてきたことによる。

学校体育を含めて、学校体育期間の数倍にもなろうという、生涯体育Ⅱ社会体育の使命は、益々大きなものとなってくる。この問題を解決することは極めて至難であるが、制度の一層の充実を計ると共に、高度な選手を養成する指導者だけでなく、スポーツの底辺で活躍する、多くの心ある指導者の出現を期待する一方、積極的に運動参加のできる環境づくりと、個人個人の意欲を向上させることによって、尊い人生に貢献する生涯体育Ⅱ社会体育の益々の発展をめざす必要がある。

参考文献

- 内 海 二 郎
- 小野三嗣著 健康と体力の科学 大修館書店 一九七一年
鎌田 章著 生活体育の科学 遊戯社 一九七〇年
平沢・糸野編 生涯スポーツ プレスギムナステカ 一九七七年
竹之下・菅原著 体育社会 大修館書店 一九七六年
高橋・今村著 社会体育とその指導 東海大学出版会 一九七六年

注

- (1) 社会教育行政必携 第一法規
- (2) 昭和三十三年体育局が復活する。
- (3) 体育局の復活に伴い、社会体育は体育局の所管になる。
- (4) 社会学辞典 有斐閣